

○裁判所職員の服務の宣誓に関する規程の運用について

平成6年12月27日

人能A第33号

高等長官，地方，家庭所長，最高事務総局局課長，3研修所長，最高図書館長あて人事局長依命通達

裁判所職員の服務の宣誓に関する規程(昭和24年最高裁判所規程第21号)の運用について下記のとおり定めましたから，これによってください。

記

第2条関係

- (1) 第2条第1項に定める宣誓書の用紙規格は，日本工業規格のA列4番とする。
- (2) 第2条第2項に定める宣誓の趣旨は，新たに職員となった者に対して，国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するという性格を持ち，その服務についても一般の勤労者にはない特殊な義務を課せられていることを倫理的な観点から自覚させるために行うものであり，宣誓前にその趣旨を理解させるものとする。

付 記

- 1 この通達は，平成7年1月1日から実施する。
- 2 昭和24年10月12日付け最高裁判所人一第2957号人事局長依命通達「一般職たる裁判所職員の服務の宣誓に関する規程の実施要領について」は，平成6年12月31日限り，廃止する。